

千葉県報

号外
令和6年3月29日

主要目次

○ 千葉県庁議規則の一部を改正する規則	一
○ 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 平成十三年千葉県告示第千三十四号の一部を改正する告示	二
○ 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示	二
○ 千葉県私立幼稚園経常費補助金交付要綱の一部を改正する告示	二
○ 千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱の一部を改正する告示	三
○ 千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	三
○ 千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	四
○ 千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	五
○ 千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令	五

規則

千葉県庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十一号

千葉県庁議規則の一部を改正する規則

千葉県庁議規則（昭和四十三年千葉県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「地域づくり担当部長」の下に、「交通担当部長」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十二号

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和五年千葉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「規則」の下に「その他の規程」を加える。

第二十五号を第二十八号とし、第十五号から第二十四号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）第二十四条第一項第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第四十二条第一項及び第七十四条第一項並びに第七十七条第一項

第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十四条第一項から第五項まで

本則に次の二号を加える。

二十九 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和三年千葉県条例第五十五号）第十五条第一項

三十 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）第二十一条第一項

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十

五年千葉県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「第七条」を「第八条」に改め、同表住基条例別表第二公安委員会の項事務の欄の規則で定める事務の項に次の二号を加える。

五 法第一条の七第二項の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六 法第二条第二項から第四項までの命令の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県規則第二十四号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則(昭和三十一年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(令和六年十二月三十一日までの間における手数料の納入方法に関する特例)

34 令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、警備業法(昭和四十七年法律第十七号)に基づく事務に係る手数料のうち、警備業認定更新申請手数料については、第四条第二項の規定にかかわらず、千葉県収入証紙で納入することができる。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告

示

千葉県告示第二百六十二号

平成十三年千葉県告示第千三十四号(知事が所管する千葉県情報公開条例第二十八条第一項に規定する実施機関が定める法人)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

「公益財団法人千葉ヘルス財団

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団」

を「公益財団法人千葉ヘルス財団」に改める。

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百六十三号

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱(平成十二年千葉県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第九号を削り、同表第八号の五中「第三十五号の五」を「第三十六号」に改め、同表第九号とし、同表第八号の四中「第三十五号の四」を「第三十五号の六」に改め、同表第八号の六とし、同表第八号の三の次に次の二号を加える。

八の四 条例別表第三十五号の四上欄に

掲げる事務

八の五 条例別表第三十五号の五上欄に

掲げる事務

条例別表上欄第三十五号の四イ及びロに

掲げる事務の処理件数

条例別表上欄第三十五号の五イ及びロに

掲げる事務の処理件数

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県私立幼稚園経常費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百六十四号

千葉県私立幼稚園経常費補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立幼稚園経常費補助金交付要綱(昭和五十二年千葉県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する

暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（暴力団密接関係者）

第九条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第二条第三項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。
別記第一号様式中「㉔」を削り、「4 学校法人化確約書」を

「4 学校法人化確約書」

5 確約書（千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱第2条第3項中のいずれかに該当しない旨を確約したもの）及び役員等名簿

改める。

別記第二号様式から第五号様式までの規定中「㉔」を削る。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百六十五号

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱（昭和五十四年千葉県告示第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者）をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（暴力団密接関係者）

第十一条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第四条第二項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。
別記第一号様式中「6 学校法人化確約書（学校法人以外のみ）」を

「6 学校法人化確約書（学校法人以外のみ）」

7 確約書（千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱第4条第2項中のいずれにも該当しない旨を確約したもの）及び役員等名簿

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県私立学校経常費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百六十六号

千葉県私立学校経常費補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立学校経常費補助金交付要綱（平成七年千葉県告示第六百七十七号）の一部を次のように改正する。

3 第一項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う学校法人の役員等(業

務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(暴力団密接関係者)
第十条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、その役員等が第二条第三項各号のいずれかに該当する者である学校法人とする。

別記第一号様式中「㊸」を削り、「3 資金収支予算書」を

「3 資金収支予算書」
4 誓約書(千葉県私立学校経費補助金交付要綱第2条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの)及び役員等名簿
に
改める。

別記第二号様式から第七号様式までの規定中「㊸」を削る。

附 則
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年三月二十九日

千葉県告示第二百六十七号 千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱(平成十六年千葉県告示第八百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(暴力団密接関係者)
第十二条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第三条第二項第二号又は第三号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

別記第一号様式中「㊸」を削り、「3 資金収支予算書(別紙2)」を

「3 資金収支予算書(別紙2)」

4 誓約書(千葉県私立幼稚園教育振興事業補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの)及び役員等名簿

に
ずれにも該当しない旨を誓約したもの)及び役員等名簿

改める。

別記第二号様式から第六号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百六十八号

千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱(平成十六年千葉県告示第八百五十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二十条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。
(暴力団密接関係者)

第十一条 規則第十七条第一項第三号の知事が定める者は、第四条第二項第二号又は第三号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

別記第一号様式中「5 離咄のある幼児に対する教育を行う旨を明示したものを

「5 離咄のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの

6 離咄(千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱第4条第2項に各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの)及び役員等名簿

改める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

訓

令

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第六号

本庁

出先機関

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程(昭和六十一年千葉県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二総合企画部の項男女共同参画課の目を次のように改める。

多様性社会推進課

多社

別表第二商工労働部の項中

観光政策課

観光企画課

観企

観光誘致促進課

観誘

に改め、同表農林水産部の

を「観光政策課

販売輸出戦略課

販輸

別表第二農林水産部の項安全農業推進課の目を次のように改める。

環境農業推進課

環農

別表第三千葉県立市原高等技術専門校の項から千葉県立障害者高等技術専門校の項までを次のように改める。

千葉県立市原テクノスクール

市テ

購読料 本号 一部 一八円

千葉県立船橋テクノスクール	船テ
千葉県立我孫子テクノスクール	我テ
千葉県立旭テクノスクール	旭テ
千葉県立東金テクノスクール	東テ
千葉県立障害者テクノスクール	障テ

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三(二二三)二六五八